

有关在留卡和

中国入国签证手续场所的变更

在归国者的家庭里，有的人是日本国籍、有的人是中国国籍、还有永住者和需要更新在留期间的人等等，在留身份彼此不同。因

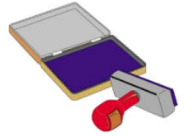


此对于办手续的日期和方法也必须时时留意，真是很不容易。

在这期里，为中国国籍者介绍有关在留卡的信息、为日本国籍者介绍有关中国入国签证手续场所变更的信息。

1. 面向中国国籍者的相关信息

中国国籍者有携带身份证明书的义务。这份证明书从 2012 年起由原来的“外国人登录证明书”改为“在留卡”已经过去 5 年了。在留卡是司法部长证明持卡者可以合法在留日本的“证明书”，也是在留“许可证”。这期为大家介绍一些知道了会比较有帮助的有关在留卡的信息。



在留カードと

中国入国ビザの手続き場所の変更について

帰国者の家庭は、日本国籍と中国国籍、永住者と在留期間の更新が必要な人などが混在していて、常に手続きの期日や方法に気をつけていなければならず、大変ですね。

今号では、中国国籍の方には在留カードについての情報を、日本国籍の方には中国入国ビザの手続き場所の変更についての情報をお届けします。

1. 中国国籍の方

中国国籍の方が携帯を義務づけられる証明書が 2012 年に「外国人登録証明書」から「在留カード」に変わり、5 年がたちました。在留カードは法務大臣が、その人が日本に適法に在留する者であることを証明する「証明書」であり「許可証」でもあります。今回は在留カードに関して知っておくとよいと思われる情報をいくつか紹介します。

① 常に携帯すること

① 要隨身携帯

入管法中規定在留卡要隨身携帯。不携帯時，會處罰 20 萬日元以下的罰金，所以請大家一定要注意。

② 在留卡的有效期間

即使是永住者，在留卡也有“有效期間”。从有效期間滿了日的两个月之前（有效期限滿了日为 16 岁的人在生日的 6 个月前）可以辦理更新手續。請不要忘記辦理更新手續。

(ア) 永住者、高度専門職 2 号^{注1}者

16 岁以上…从在留卡交付日起 7 年

16 岁未滿…到 16 岁生日为止

(イ) (ア) 以外者

16 岁以上…到在留期限屆滿日为止

16 岁未滿…在留期限滿了日或是 16 岁生日二者中较早日为止

注 1: 为进一步促进接受对日本的学术研究与经济发展有贡献、拥有高度专业能力的外国人而设置的在留资格。



(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00011.html)

③ 在留卡丢失时

万一在留卡丢失了，請先到管轄所住地区的警察署提交“丢失声明”。然后拿着警察署发行的遗失声明证明书和护照、脸部照片（4 cm×3 cm）到管轄所住地区的入国管理局办手續，原则上是当天会再发放。不需要手續費。

④ 持在留卡者过世时

持在留卡者过世时，过世者的同居者或是家人直接拿在留卡到所住地区管轄的入国管理局，或是持卡者过世 14 日以内，把在留卡以及返還理由證明文件

（死亡證明書、戶籍謄本等）一起寄到下頁的地址。郵寄時，請在信封表面注明「在留卡等返納」（“返還在留卡等”）。



在留カードは入管法で常に携帯することが定められています。不携帯の場合、20 万円以下の罰金に処せられることがありますので、気をつけてください。

② 在留カードの有効期間

永住者であっても在留カードには「有効期間」があります。有効期間の満了日の 2 か月前（有効期間の満了日が 16 歳の誕生日とされている方は 6 か月前）から更新手続きができます。手続きを忘れないようにしましょう。

(ア) 永住者、高度専門職 2 号^{注1}の方

16 歳以上…在留カード交付の日から 7 年を

経過する日まで

16 歳未滿…16 歳の誕生日まで

(イ) (ア) 以外の方

16 歳以上…在留期間の満了日まで

16 歳未滿…在留期間の満了日、または、16 歳

の誕生日のいずれか早い日まで

注 1: 日本の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる、高度な専門的能力を持つ外国人の受入れを、より一層促進するために設けられた在留資格

③ 在留カードを紛失した時

万一在留カードを紛失した場合は、住所を管轄する警察署に行き「遺失届け」を出します。警察署で発行された遺失届出証明書と、パスポート、顔写真（4 cm×3 cm）を持参し、住居地を管轄する入国管理局で手続きすると、原則として当日再発行されます。手数料はかかりません。

④ 在留カードの持ち主が亡くなった時

在留カードの持ち主が亡くなった場合は、住居地を管轄する入国管理局に、その方の同居者又は親族が直接持参するか、返納理由を証明する文書（死亡証明書、戸籍謄本等）を添付して、14 日以内に次ページの返納先に送付します。その際、封筒の表に「在留カード等返納」と書きます。

〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階
東京入国管理局おだいば分室

此外，在留卡持有者健在，但是取得了日本国籍或是丢失的在留卡找到时，也必须返还在留卡。

なお、カードの所持者が亡くなった場合以外に、日本国籍を取得した場合、紛失した在留カードを発見した場合等も、返納する必要があります。

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00020.html)

II. 面向日本国籍者相关信息

到目前为止，申请签证的场所是驻日中国大使馆或是领事馆，2016 年 10 月 27 日开始签证场所改到了“中国签证申请服务中心”。详细信息请参阅中华人民共和国驻日本国大使馆网站。

II. 日本国籍の方

査証（ビザ）の申請場所は、今まで駐日中国大使館や領事館でしたが、2016 年 10 月 27 日から「中国査証申請サービスセンター」に変更されました。詳細は中華人民共和国駐日本国大使館の HP をご覧ください。

(<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lifu/hzqzyw/t1402714.htm>)

“中国签证申请服务中心”在日本全国有三所（东京、名古屋、大阪）。下面是各个中心的地址、电话号码。有关受理签证的时间、工作日、各种服务内容等等的问题，请各自咨询。（可以参阅下面的网站：<http://www.visaforchina.org>）。

「中国査証申請サービスセンター」は全国に 3 カ所（東京、名古屋、大阪）あります。以下に各センターの住所、電話番号を掲載します。申請受付時間、業務時間、各種サービス内容などについてはご自分で問い合わせをしてください。

(<http://www.visaforchina.org/> からご覧ください)。

東京ビザ申請センター(東京签证申请服务中心)

東京都港区虎ノ門4-1-17 神谷町 プライムプレイス 8 階

電話：03-6430-2066 FAX(传真)：03-6432-0550

名古屋ビザ申請センター(名古屋签证申请服务中心)

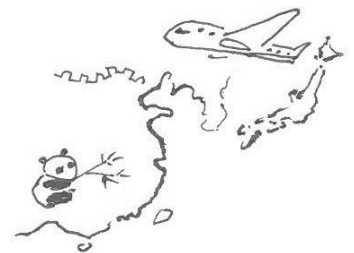
愛知県名古屋市中区錦 1-5-11 名古屋伊藤忠ビル 4 階 413 号室

電話：052-228-0128 FAX(传真)：052-228-0129

大阪府ビザ申請センター(大阪签证申请服务中心)

大阪府大阪市中央区博労町 3-3-7 O R E 本町南ビル 9 階

電話：06-4300-3095 FAX(传真)：06-4300-3167



此外，2017 年开始对脸部照片的审查变得格外严格起来。比如，脸部不太清楚，或是脸部没有在照片的中心、背景不是素色等的照片将不被认可。详细标准请参照签证申请服务中心的网站。

なお、2017 年から写真の審査が非常に厳格になっているとのことです。例えば、顔が不鮮明だったり、顔が写真の中心からずれていたり、背景が無地でない等の写真は認められません。詳細は、以下のビザ申請センターの HP をご覧ください。(Y)

●日本語版：http://www.visaforchina.org/TYO_JP/generalinformation/news/283395.shtml

●中国語版：http://www.visaforchina.org/TYO_ZH/generalinformation/news/283392.shtml